



みどり防災ずきんちゃん

気候変動ニュースレター

1. 生物多様性について

今回のニュースレターでは、気候変動の枠を超えて、広くサステナビリティの観点から、気候変動とも関係の深い生物多様性について取り上げます。来月 2022 年 12 月には、カナダ・モントリオールで生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15) の開催が予定されているなど、生物多様性については、世界で注目されている重要なテーマであり、多くのイニシアチブで活発な議論がなされています。今回は、「生物多様性の更なる主流化に向けた動向と経団連自然保護協議会の活動について」と題して、経団連自然保護協議会事務局長兼日本経済団体連合会環境エネルギー本部長の長谷川雅巳氏、経団連自然保護協議会事務局次長の加藤拓氏に以下のとおり寄稿いただきました。

生物多様性の更なる主流化に向けた動向と経団連自然保護協議会の活動について

< 1 > はじめに

世界経済フォーラムの報告書によれば、世界の GDP の半分以上は自然の損失によって脅かされ、ケンブリッジ大学のダスグプタ名誉教授の「ダスグプタレビュー」では、人類の自然に対する需要は自然の供給能力を大きく超えて、地球 1.6 個分だと言われています。現在、政府においては新しい資本主義、経済界においてもサステナブルな資本主義が提唱されています。

生物多様性が確保された自然資本は、多くの炭素を固定し、気候変動への適応力の源であるとされ、気候変動と生物多様性は同じコインの表と裏の問題として関心が高まっています。気候変動については、カーボンニュートラルに向けた動きが加速しています。経団連では、本年 5 月、2050 年カーボンニュートラルの実現を経済成長に結びつけるべく、経済社会全体の抜本的な改革を目指す提言「グリーントランスフォーメーション (GX) に向けて」をとりまとめ・公表しました。これを受け政府は、GX 実現会議を総理官邸に立ち上げ、年内を目途に、2050 年カーボンニュートラル・GX 実現に向けたロードマップや必要な施策をまとめることとしています。

生物多様性に関しては、本年 12 月にモントリオールで開催される生物多様性条約第 15 回締約国会議 (Convention on Biological Diversity: CBD・COP15) において、2010 年の COP10 で採択された愛知目標 (2020 年までに生物多様性の損失を食い止めるために各国に求められた、緊急かつ効果的な 20 の行動) に代わる新たな国際枠組み「ポスト 2020 生物多様性枠組 (Post 2020 Global Biodiversity Framework: GBF)」の採択が目指されています。新たな国際枠組みの採択を踏まえ、わが国の生物多様性国家戦略も改定される予定です。

また、昨年 6 月に開催された G7 コーンウォールサミットにおいて、首脳共同声明の付属文書として、「2030 年自然協約 (Nature Compact)」が合意されました。その中で、2030 年までに陸域の 30% と海域の 30% の保全を各国が目指す、いわゆる 30by30 (サーティー・バイ・サーティー) の目標が設定されています。30%に

経団連自然保護協議会事務局長 兼
日本経済団体連合会環境エネルギー本部長
長谷川雅巳



経団連自然保護協議会事務局次長
(損保ジャパンから出向中)
加藤拓



は民間所有の森林も算入可能です。加えて、「2030年までに生物多様性の減少傾向を食い止め、回復に向かわせる」という地球規模の目標（ネイチャーポジティブ）へのコミットが表明されました。ネイチャーポジティブ実現に向けた柱のうちの一つとして、自然への投資やネイチャーポジティブ経済の促進が掲げられています。

さらに、民間主導の動きとして、生物多様性・自然資本に関する情報開示枠組を提供する自然関連財務情報開示タスクフォース（Task force on Nature-related Financial Disclosures: TNFD）の作業が進められています。TNFDは、2023年9月の公表を目指しており、試用版の第3版が今月公表されました。

以上の通り、生物多様性をめぐる政策枠組み・ルールが急速に構築されつつあります。本稿では、このような生物多様性分野に関する内外の議論と、これを受けて事業活動に一層求められる生物多様性を重視した企業経営（生物多様性主流化）への取組みについてお伝えしたいと思います。

<2> 経団連自然保護協議会について

経団連自然保護協議会（Keidanren Committee on Nature Conservation: KCNC 以下、「協議会」）は経団連の姉妹団体で、リオの地球サミットが開催された1992年に、「経団連地球環境憲章」を実践する活動のひとつとして設立されました。2022年9月末現在、116社が会員であり、1996年には経済団体として初めて、世界最大の自然保護に関するネットワークである国際自然保護連合（International Union for Conservation of Nature: IUCN）のメンバーとなった団体です。



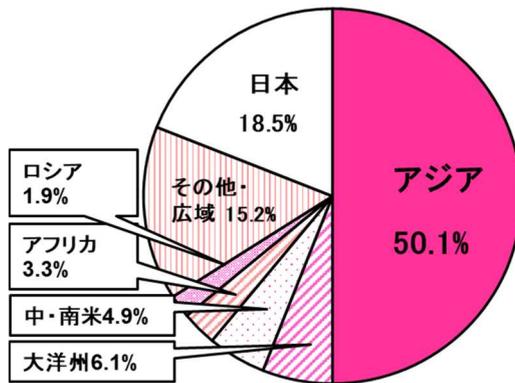
世界最古の環境NGOのひとつであるバードライフインターナショナル(英国)の100周年記念シンポジウムに参加(2022年9月)。経団連自然保護協議会の西澤敬二会長（損保ジャパン会長）（写真左端）がパネルディスカッションに登壇。

<3> 「協議会」の活動

「協議会」では、以下3つの取り組みを行っています。主な活動とともにご紹介します。

① 経団連自然保護基金を通じたNGOの支援活動

「協議会」と同時に設立された経団連自然保護基金は、主に経団連会員企業や個人の寄付により、アジア・太平洋地域を主とする発展途上国を中心としたNGOの自然保護活動に対し、約30年間で累計1,700件、約47億円を支援しました（以下の円グラフは支援先の地域別割合）。このような実績をもとに、世界の環境NGOとは長期にわたる信頼関係を築いています。本年中にGBFが採択される予定であることを踏まえ、来年度からは、同枠組に貢献するプロジェクトに焦点を当てて支援を行っていくこととしています。



地域別 29 年間累計支援額割合

② 啓発活動

生物多様性に資する経済界のプロアクティブな取組の原則を定めた経団連生物多様性宣言を 2009 年に公表しました。この宣言に基づき、会員に生物多様性主流化を呼びかけています。「経団連生物多様性宣言イニシアチブ」は、「経団連生物多様性宣言・行動指針（改定版）」が掲げる 7 項目のうち複数の項目に取組む、または全体の趣旨に賛同する企業・団体のロゴマークや将来に向けた活動方針・活動事例を、特設ウェブサイト(日本語/英語)上で内外に向けて、発信・紹介しています。

- ・経団連生物多様性宣言イニシアチブ

<http://www.keidanren-biodiversity.jp/>

- ・経団連生物多様性宣言・行動指針（改定版）

<http://www.keidanren.or.jp/policy/2020/055.html>



経団連生物多様性宣言イニシアチブのロゴマーク

③ 政策提言

GBF に対する経済界の考え方について、国際的に発信することや、国内政策については政府の審議会等に参加し、意見反映を目指しています。

< 4 > ポスト 2020 生物多様性枠組(GBF)

2010 年に愛知県で開催された CBD・COP10（生物多様性条約第 10 回締約国会議）において採択された「愛知目標」は、2020 年までとされていました。「愛知目標」は、生物多様性の保全に向けた意識醸成にかなり貢献しましたが、20 の個別目標で完全に達成できたものはなかったと評価されています。地球規模生物多様性概況第 5 版（Global Biodiversity Outlook 5:GBO5）では、未達成の理由として、愛知目標に

応じて各国が設定する国別目標の範囲や目標のレベルが、愛知目標の達成に必要とされる内容と必ずしも整合していなかったことを指摘しています。2050年ビジョン「自然との共生」の達成には、「今まで通り（business as usual）」から脱却し、社会変革が必要とされています。

CBDでは2019年1月より、新たな国際枠組みとして、GBFの議論を行っています。GBFは2020年に中国昆明で開催を予定していたCBD・COP15での採択を目指していましたが、コロナの影響により延期を繰り返し、本年12月にモントリオールでの開催となりました。現在、最終ドラフトに向けた議論が行われています。

GBFの内容およびそれに基づいて策定される日本の国内政策によっては、事業活動に影響がある可能性もあり、経済界としても動向を注視する必要があります。そこで、「協議会」は経団連環境安全委員会地球環境部会と共同で「ポスト2020生物多様性枠組検討WG」を設置し、検討を行ってきました。

2021年7月に公表されたGBF1次ドラフトは以下のとおりです。目標8では、「生物多様性への気候変動の影響を最小化し、少なくとも年100億tCO₂相当の地球規模の緩和のための取組に貢献しながら、生態系を基盤とするアプローチにより緩和及び適応に貢献し、また、すべての緩和及び適応のための取組が生物多様性への負の影響を防ぐことを確保する。」としており、気候変動と生物多様性の損失を関連付ける内容とされています。

2050年ビジョン 自然と共生する世界	2030年ミッション 地球と人類の恩恵のために、生物多様性を回復の軌道に乗せるため、緊急な行動を社会全体で起こす
<p>2050年ゴール(A~D)及び2030年マイルストーン</p> <p>ゴールA 一体性の確保された自然生態系面積15%増、絶滅速度を1/10に減、絶滅リスク半減、遺伝的多様性を90%維持</p> <p>A1 自然生態系の面積、連結性、一体性5%増加 A2 絶滅率の増加を食い止める A3 遺伝的多様性が維持される種の増加</p> <p>ゴールB 保全と持続可能な利用により、自然の寄与(NCP)を評価・維持・強化</p> <p>B1 意思決定において自然及びNCPが完全に考慮される B2 すべてのNCPの長期の持続性が確保されSDGsにも貢献</p> <p>ゴールC 遺伝資源の利用から生じる利益が公正かつ公平に配分</p> <p>C1 遺伝資源提供者が配分される金銭的利益の割合の増加 C2 非金銭的利益の増加</p> <p>ゴールD 2050年ビジョン達成のための資金及びその他の手段に係る不足分の縮小</p> <p>D1 枠組実施に必要な毎年7,000億ドルの資金不足を2030年までに埋める D2 能力構築、科学技術協力等の資金以外の手段が利用可能になる D3 2030年までに、その後の10年間の資金及び手段が計画又は約束される</p>	<p>2030年ターゲット(緊急に取るべき行動)</p> <p>(1) 生物多様性への脅威の縮小</p> <p>1. 全ての陸域/海域を、生物多様性も包括した空間計画下に置き、原始的な自然地域を維持 2. 劣化した生態系の20%を再生 3. 陸域/海域の重要地域を中心に30%保全 4. 生物種と遺伝的多様性の回復・保全のための積極的管理を確保し、野生生物との軋轢を回避 5. 種の採取、取引、利用が合法、持続可能で、人間の健康にとって安全であることを確保 6. 外来生物の新規侵入及び定着を50%減 7. 環境への栄養分流出を半減し、環境への農業流出を2/3削減し、プラスチック廃棄物の流出を根絶 8. 年100億トンCO₂相当の緩和分を含め、生態系により気候変動緩和・適応に貢献</p> <p>(2) 人々の需要が満たされる</p> <p>9. 持続可能な生物種管理と利用による栄養、食料安全保障、医薬、生計を含む、福利の確保 10. 農業、養殖業、林業のための空間を持続的に管理し、生産性やレジリエンス等を向上 11. 大気質、水質、水量の調節、及び防災に貢献する自然の恵みを維持・促進 12. 緑地、親水空間の面積、アクセス、便益増加 13. ABSを促進・確保するための措置の実施</p> <p>(3) 実施・主流化のツールと解決策</p> <p>14. 政策、規制、計画、開発プロセス、会計等への生物多様性の価値の統合 15. 全てのビジネスが生物多様性への依存及び影響を評価・報告・対処し、悪影響を半減 16. 廃棄量を半減させるべく、市民の責任ある選択と、必要な情報の入手を可能にさせる 17. バイオテクノロジーによる悪影響への対処のため、全ての国の能力を強化し措置を実施 18. 生物多様性に有害な補助金を改廃、年5,000億ドル削減し、すべての奨励措置が生物多様性に害をもたらないようにする 19. 全ての財源からの資源(資金)動員を年2,000億ドルまで増やし、途上国向けの国際資金は年100億ドル増やす 20. 先住民の伝統知を含む関連する知識が生物多様性管理の意思決定の指針となることを確保 21. 生物多様性に関する意思決定への先住民、女性、若者の公平な参加、権利尊重</p> <p>実施サポートメカニズム/実現条件/責任と透明性/アウトリーチ、啓発、広報</p> <p><small>*NCP: Nature's Contributions to People: 自然がもたらすもの(自然の寄与)。生態系サービスを包含する概念としてIPBESが提唱。</small></p>

< 5 > 30by30 アライアンス

環境省が設置した、自然共生サイトの推進団体「30by30 アライアンス」に、経団連および経団連自然保護協議会は発起人として協力しており、2022年2月に説明会を開催しました。30%にはOECM^{*}として民間所有の森林も算入可能なことから、環境省としては、企業等に対し、所有する森林等の自然共生サイトへの登録による協力を広く呼びかけたい意向です。

「協議会」としては、企業が取り組みを進めた結果について、適切に評価される環境の整備が必要だと思えます。30by30に組み込んだ結果どのように企業が評価されるのか、必ずしも明確ではありません。真摯に取り組んだ企業が評価され、後押しされるような状況を作り出すことが、生物多様性に対する取り組みを加速するうえで

重要だと考えています。これに関連して、「協議会」は、30by30 に取り組む企業の取り組みを経済的に後押しする方策を検討する、環境省の「30by30 経済的インセンティブ等検討会」にも参加しています。

また、「協議会」が実施する環境教育では、オンラインによる座学と現場実習を組み合わせた、企業の次世代環境リーダー育成プログラムを 2021 年度から開始しました。題材として千葉県印旛沼の谷津の見学を入れるなど、OECM を体感するプログラムにしています。



環境教育プログラムで、千葉県の谷津を見学する企業の参加者。

※OECM (Other Effective area-based Conservation Measures)

保護地域以外で生物多様性保全に資する地域。30by30 の達成を目指すため国立公園等の拡充のみならず、里地里山や企業林や社寺林などのように地域、企業、団体によって生物多様性の保全が図られている土地を指し、国際データベースに登録し、その保全を促進していきます。

<6> TNFD

「自然関連財務情報開示タスクフォース (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures: TNFD)」は、気候関連財務情報開示タスクフォース (Taskforce on Climate-related Financial Disclosures:TCFD) に続く枠組みとして、2019 年世界経済フォーラム年次総会で着想され、2021 年 6 月に正式発足しました。TNFD は、自然資本及び生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価・開示するフレームワークの構築を目指しています。本年 3 月、それまでの検討を踏まえ、最初の「ベータ版」を開示し、企業の試用に供する旨を公表しました。今後、本「ベータ版」を企業の試用に供し、企業からのフィードバックとベータ版の更新を繰り返しながら (オープン・イノベーション方式)、2023 年 9 月以降の最終版のとりまとめを目指す予定です。

TNFD の検討は G7 から支持を受けており、また、国際サステナビリティ基準委員会 (International Sustainability Standards Board:ISSB) や TCFD との連携を志向していることから、TNFD が定めるフレームワークがグローバルスタンダードとなっていくことが十分に考えられます。

「協議会」は、昨年 9 月から、TNFD のステークホルダーの集まりである TNFD フォーラムに参加して情報収集をし、「協議会」会員企業への TNFD 理解促進に向けた情報発信をしてきました。さらに、本年 9 月には、「TNFD コンサルテーショングループ・ジャパン (通称: TNFD日本協議会)」の Convener (招集者) となりました。今後は TNFD日本協議会の Convener である MS&AD インシュアランスグループホールディングス株式会社と共同で、TNFD の「ベータ版」の解説や、参加者間での開示枠組改善に関する議論の場の提供等を行い、TNFD への理解促進と枠組開発作業への提案を行っていきます。



TNFD への取組みスタンスや検討状況、対応を検討するうえで抱えている悩み・課題等について、参加企業同士が忌憚なく意見交換。



トニー・ゴールドナー-TNFD 事務局長と、TNFD フォーラム加入メンバーによる懇談会。

<7> 結び

経団連自然保護協議会としては、NGO との連携や国内外の動きに呼应しながら、経済界における問題認識の浸透や議論の発展、そしてグローバルなルールメイキングに貢献することで、生物多様性の保全にとどまらず、2030 年までに自然資本の損失を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」を実現すべく、積極的な役割を果たしていきたいと考えています。

2. 個社取組み事例の紹介～SOMPO インスティテュート・プラス～

会員各社のグループ会社は気候変動やサステナビリティについて調査研究し、内容を公表しています。気候変動ニュースレターでは、各社の取組みを複数回に分けて紹介してまいります。今回は、様々な社会課題について調査研究しているシンクタンクとして、SOMPO インスティテュート・プラス（以下、SI プラス）をご紹介します。

SI プラスは SOMPO グループのシンクタンクですが、研究分野を保険業界に限定することなく、グループ事業の基礎となる政治・経済・通商等に関わる調査研究/政策提言に加え、少子高齢化、社会保障、気候変動といった社会課題、働き方・雇用・ダイバーシティ&インクルージョンといった社会変化、デジタル技術等を活用したまちづくりやモビリティ、将来社会像などの未来予測といった多様な研究テーマに取り組み、その成果を公表しています。産業界全体での脱炭素の取組みについても、社会課題の一例として、多くの関係者の考えるきっかけとなるように情報発信を行っています。

気候変動分野においては、脱炭素化の動きだけではなく、気候変動による自然災害の激甚化・頻発化、健康被害、農林水産業への影響など、気候変動の影響・適応を広範囲に調査研究しているとのこと。また、気候変動に人口

減少・少子高齢化といった将来の社会環境変化を掛け合わせることによって、新たな社会課題を浮き彫りにするような調査研究にも取り組んでいるとのこと。

カーボンニュートラル（温室効果ガス排出量実質ゼロ）が世界的な潮流となり、大企業を中心に脱炭素の取組みが進んでいますが、カーボンニュートラルの達成には産業界全体での取組みが不可欠です。しかし、コストやリソース面で課題があり、取組みは進んでいない企業があるのも実態です。今後、中小企業を含めた産業界全体が経営戦略として脱炭素化を進めていくことが重要と言えます。SI プラスは、『日刊工業新聞 新時代のリスク対応 57「脱炭素化と中小企業の取組み」』（2022年7月28日付）において、将来の事業環境の変化を想定し、経営戦略として脱炭素化を推進している中小企業の取組事例を紹介しました。

以下に、2022年に公表されたSIプラスのレポートを紹介します。

<レポートのご紹介>

・気候変動対策へのモチベーションは持続的か～緩和策に内在する将来課題について～（全3回）
排出削減の2030年度目標の達成に向けて脱炭素への機運が高まると予想されますが、その後のカーボンニュートラル実現への長い道のりを考えると、遠くない将来、対策へのモチベーションの維持・向上が重要な課題となります。

- (1) <https://www.sompo-ri.co.jp/2022/08/31/5355/>
- (2) <https://www.sompo-ri.co.jp/2022/09/30/5514/>
- (3) <https://www.sompo-ri.co.jp/2022/10/14/5871/>

・気候変動により増す自然災害の脅威に備える～地域に期待される気候変動対策～
気候変動によって激甚化・頻発化が予測される自然災害に備えるため、自治体に取り組む気候変動対策の事例から、地域に期待される取組の方向性を探ります。

<https://www.sompo-ri.co.jp/2022/03/18/4209/>

・地熱発電の課題と秘めた高い潜在能力
再生可能エネルギーの1つである地熱発電ですが、日本は世界有数の地熱資源を保有しながら活かしきれていません。普及の鍵について探ります。

<https://www.sompo-ri.co.jp/2022/09/30/5600/>

（SIプラス公式ホームページ <https://www.sompo-ri.co.jp/>）

3. 第4回気候変動勉強会開催

2022年10月31日、損保協会会員会社を対象に第4回気候変動勉強会を開催しました。本勉強会では、国連でPSIを率いるButch Bacani（ブッチ・バカニ）氏に、「国連「行動の10年（Decade of Action）」における、持続可能な保険を拡充するためのPSIのイニシアチブと活動」と題してご講演いただきました。

（当日の様子は[こちら](#)）

Bacani氏からは、PSIの歴史、発展の過程、日本の保険会社との関係を中心に、グローバルに活動するイニシアチブやタスクフォースに関連したPSIの活動についてお話をいただきました。世界の持続可能性に関する主要な課題と機会に関する最新の動向への理解が進むとともに、業界としての気候変動への取組みにおける協会の役割の重要性を再認識するよい機会となりました。

以上